

ア 介護保険法に基づく第一号通所事業利用料金（滝沢市等の場合）

介護度	費用総額		自己負担額※1					
	日額	月額	日額			月額		
			1割	2割	3割	1割	2割	3割
要支援1 (事業対象者)	4,360円	17,980円	436円	872円	1,308円	1,798円	3,596円	5,394円
要支援2	4,470円	36,210円	447円	894円	1,341円	3,621円	7,242円	10,863円

イ 加算料金（各管轄市町村共通）

項目	費用総額(月額)		自己負担額		
			1割	2割	3割
サービス提供体制強化(I)※2	要支援1	880円	88円	176円	264円
	要支援2	1,760円	176円	352円	528円
サービス提供体制強化(II)※3	要支援1	720円	72円	144円	216円
	要支援2	1,440円	144円	288円	432円
口腔機能向上加算(I)	(共通)	1,500円	150円	300円	450円
介護職員等処遇改善(I)※4	1ヶ月の自己負担額合計の9.2%に相当する額				

※1… 表アの自己負担額において、一月につき要支援1の方は4回(日)まで、要支援2の方は8回(日)までを日額とし、超過利用となった場合は一律月額となります。

※2… 介護職員のうち介護福祉士の資格を有する者の割合が70%以上である場合、または、介護職員のうち介護福祉士の資格を有し、かつ勤続10年以上のものが25%以上である場合に加算されます。

※3… 介護職員のうち介護福祉士の資格を有する者の割合が50%以上である場合に加算されます。

※4… 介護職員の賃金改善のために平成23年度まで実施されていた「介護職員処遇改善交付金」の相当分を、利用者の一部負担していただくよう、法律的に定められたものです。